平成２６年（フ）第４０７号
岡山市東区藤井179番地24
債務者　伊藤　華奈
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５４号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目２番20号　グリーンハウス１－Ａ
債務者　大宜見　孝
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１６１号
沖縄県中頭郡中城村字南上原498番地　Ｖｉｓｔａ・Ｍｅｒｖｅｉｌｌｅ101号
債務者　大見謝員野
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第５７５号
東京都東村山市恩多町４丁目19番地４
債務者　小山　文男
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１２号
長崎県佐世保市大岳台町21番３号、前住所長崎県佐世保市大岳台町24番14号
債務者　森永亜由子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
長崎県佐世保市吉井町橋川内847番地、前住所長崎県佐世保市瀬戸越１丁目1845番地２
債務者　松瀬　萌伊（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
長崎県佐世保市比良町15番７号、前住所長崎県佐世保市早苗町508番地８　長田早苗マンション202号
債務者　戀塚　真理
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
長崎県佐世保市権常寺町1247番地１　ＴＳハイツ102、前住所長崎県佐世保市指方町3541番地　アートインラフィーネ105
債務者　森口　善史
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
沖縄県うるま市字具志川1373番地４　新垣アパート305
債務者　赤嶺　美加
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第４２６号
静岡県榛原郡吉田町住吉2471番地
債務者　久保田　穣
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４８号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目26番10―403号　ドリームコーポ
債務者　玉城　　毅
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１１４８号
広島市東区中山新町２丁目12番29号
破産者　有限会社クリアエース
1　破産債権の届出期間　平成26年11月６日まで
2　一般調査期日　平成27年１月13日午前11時30分
平成26年10月７日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１号
島根県出雲市中野町877番地５
破産者　福留　　潤
1　破産債権の届出期間　平成26年11月７日まで
2　一般調査期日　平成27年１月27日午後２時20分
平成26年10月８日　松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３６８３号
大阪府東大阪市加納７丁目12番22号、開始決定時大阪府東大阪市加納７丁目６番16号
破産者　藤井　雅広
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月８日午後３時30分
平成26年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８５号
大阪府寝屋川市明徳２丁目５番２―502号
破産者　鶴原　　健
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月18日午後３時30分
平成26年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１号
奈良市あやめ池南８丁目２番24号
破産者　福嶋　隆一
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期日　平成26年12月16日午後２時
平成26年10月８日　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１７６号
熊本県合志市須屋2098番地17、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼550番地
破産者　東　　和弘
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期日　平成26年12月17日午後１時30分
平成26年10月８日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係